



弁護団だより

みんなして

No.40 発行 2015年5月

「生業を返せ、地域を返せ！」

福島原発事故被害弁護団

TEL : 03-3379-6770

【 最近の動き 】

東電や国の動向	弁護団・原告団の取り組み
5月14日 IAEA、福島第一原発事故について安全思い込みが主因とする最終報告書の要約版を公表	5月08日 原告団・弁護団合同会議（郡山市）
5月17日 福島県、「自主避難者」への住宅無償提供を2017年3月廃止の方針	5月14日 弁護団会議（東京都）
5月18日 福島地裁、高浜原発再稼働差し止め仮処分の執行停止を却下決定	5月18日 現場検証準備調査（浪江町、双葉町、富岡町、広野町）
5月19日 政府与党、10万円の慰謝料支払いにつき2018年3月分までとすることを検討	5月19日 生業訴訟第12回期日（福島地裁）
5月19日 復興庁、復興支援事業としての「自主避難者」への情報支援事業を2016年の廃止対象に	5月24日 みなと健康まつり（東京都・港区）
5月22日 政府、原発高レベル廃棄物の最終処分場を自治体に国が提示する方針を閣議決定	5月24日 公害・環境フェスタ（川崎市）
5月26日 九州電力、川内原発1・2号機が再稼働に必要な認可を完了	5月30日 訴訟報告会（沖縄県・今帰仁）
	5月31日 訴訟報告会（那覇市）

都司嘉信・元東大地震研究所准教授の尋問が行われる！

～ 「生業を返せ、地域を返せ！」福島原発訴訟第12回期日の報告 ～

1. 「永続敗戦論」の白井聡さんも参加した事前集会

5月19日、「生業を返せ、地域を返せ！」福島原発訴訟の第12回期日が、福島地方裁判所において開かれました。この日も、国と東電は書面を提出しました。

国の書面は、予見可能性の対象について、今回の地震津波と同規模の地震津波が福島第一原発に到来することであり、地震動についての予見可能性が単独で問題となるものではなく、長期評価についても、福島第一原発に影響を及ぼす津波地震の発生自体が不確定だったとするものです（準備書面12）。

また、経産大臣は、原子炉施設の基本設計ないし基本的設計方針の安全性にかかわる事項を技術基準適合命令により是正する規制権限を有しておらず、平成三年の内部溢水事故は規制権限不行使

の違法を根拠づけるものではないとしています（口頭陳述要旨）。要するに、国の主張は、事故は予見できなかったし、是正権限もなかったので、何らの違法もないというものです。

東電は、中間指針は合理的で相当であるから、それ以上の賠償責任はないとし（意見陳述書）、そうした中間指針が重視する要素に従い原告本人の損害も考慮されるべきであり、自死など個別性の強い原告は尋問対象とすべきではないとしています（原告本人尋問に対する意見書二）。要するに、過失などの責任論は関係ない、中間指針を超える被害は認めないという主張です。



期日当日は、未明までの小雨もやみ、あぶくま法律事務所前には250名の方が集まりました。元ラジオ福島アナウンサーの大和田新さん、元NHKキャスターの堀潤さん、東京演劇アンサンブルの劇団員のみなさんが駆けつけたほか、「原発なくそう！九州玄海訴訟」弁護団から東島浩幸弁護士、原発事故被害救済千葉県弁護団から藤岡拓郎弁護士に参加していただきました。さらに、『原発と大津波 警告を葬った人々』の著者である添田孝史さん、かもがわ出版編集長の松竹伸幸さんも参加され、講演会の講師を務めた京都精華大学の白井聡さんも横断幕を持ち裁判所まで行進されました。

2. 都司証人に対する主尋問と裁判長の交替

この日は、都司証人に対する主尋問が実施されました。

地震津波が専門の都司証人は、海岸や陸上の地形が津波の動きに影響を与えるとし、福島第一原発の建屋の配置について、「津波を知っている人からすると、津波が高くなる一番危ない場所に配電盤など電源を維持するための重要機器が置いてあった」と指摘しました。

証人自身も参加した地震調査研究推進本部が2002年にまとめた「三陸沖から房総沖にかけての地震活動の長期評価」（長期評価）については、「明治三陸沖地震（1896年）と同様の津波が日本海溝沿いの三陸沖から房総沖にかけて発生する可能性がある」とした点の重要性を説明。三陸沖北部から房総沖の海溝寄りプレート間大地震（津波地震）についての発生領域の信頼度が「やや低い」とされている点について、評価に用いたデータが少ないことから日本海溝沿いのどの位置で発生するか想定震源域が特定できないだけであり地震発生の予見自体を否定するものではないこと、逆に領域内で想定地震（明治三陸沖地震）と同様な地震が3回以上発生しており規模の評価については「信頼性は高い」とされていることから、万が一にも事故が起こらないようするという安全性を確保する観点に照らせば、長期評価は無視できない知見であったとして、「国と東電が、わずか400年程度の歴史資料から福島沖に津波地震は起こらないと想定し、対策を取らなかったことが今回の事故を招いた」と証言、国と東電は原発の敷地高さを超える津波の到来を予見することができたと言及しました。翌日の各紙は一斉に、「津波地震は想定可能」、「高い津波も想定すべき」、「福島第一事故 予見可能」といった見出しで証言内容を報じました。



また、この期日からは、裁判長と右陪席が交替し、それに伴い弁論が更新され、訴訟の目的、争点、現在の到達を整理するため、原告、被告双方が意見陳述を行いました。

中島孝団長は、「福島に問題はないという東電の発言は看過できず、再稼働を進める政府の姿勢は許しがたい。社会進歩と正義の名の下、被害者と国民の思いに応える判決を」と陳述。子どもを抱えて滋賀に一時避難し、現在、二本松市に戻り生活する佐久間康恵さんが、「毎日、放射能の影

響におびえながら暮らしている。事故前のように自然とともに過ごす普通の生活がしたい。事故を起こした国と東電の責任を追及する」と言葉に詰まりながら訴えると、ハンカチを目に当てる人やすすり泣く声が法廷内に響きました。

私たちは、改めて放射線の影響、原告らの被害、国の規制権限不行使の責任、津波の予見可能性について主張し、国と東電の責任を追及しました。

3. 次回期日に向けて

次回期日（7月21日）では、都司証人に対する反対尋問が行われます。弁護団は、すでに反対尋問対策に着手しており、あわせて検証の実施に向け地元自治体との協議も行っています。

事故後、初めて福島を訪れた白井聡さんは、生業訴訟について、「筋を通すこと、つまり、国と東電に真正面から責任を認めさせること、これが狙いなのである。それはすなわち、私が“侮辱の体制”と呼ぶものに対して、真正面から戦いを挑み、勝利するということ」だとし、「私ももちろん、できる限りの力添えをする」と決意を語られています。次回期日にも、ぜひご参加ください。

（弁護士 馬奈木巖太郎）

今年も参加します！第40回全国公害被害者総行動

6月3日（水）、6月4日（木）、全国公害被害者総行動が開催されます。



全国公害被害者総行動とは、全国各地の公害患者団体などが手をたずさえてとりくんできた運動です。1976年、政府・財界の公害対策前面後退の攻撃に対し、全国の公害被害者が立ち上がりました。以来、政府の各省庁や公害発生源企業との交渉など被害者救済と公害根絶の運動にとりくんでいます。イタイタイ病、水俣病、カネミ油症被害、基地騒音公害、大気汚染公害、アスベスト公害など国民の命・健康・生活を脅かしてきた公害の歴史の中で、国・加害企業に対して「謝れ、償え、なくせ公害」を合言葉に、被害者・支援者が相互に支援して励まし、知恵を出し合って、力を一つにして闘ってきました。

また、公害被害者総行動の政府・東電交渉は、全国各地でそれぞれ原発事故被害の裁判を闘っている被害者が一同に会し、政府・東京電力に対して要求と想いをぶつけるものであり、原発事故被害者の運動連帯にとっても大きな力となります。

今年は40回目の節目の年。私たち弁護団・原告団も、今回で3回目の参加になります。これまでの公害被害者の闘いの歴史に学び、公害の根絶をめざし、これからの闘う力にしていきたいと思います！

さらに、4日の午前中には、生業原告団・弁護団として、支援者の方とともに、国会議員要請を行います。福島県選出議員のほか、全国の原発立地自治体選出議員に対し、原発事故被害の実態を訴えるほか、生業訴訟の概要や意義を伝え、支援を要請することにしています。多くのみなさんのご参加をお待ちしております。

（弁護士 青龍美和子）

【全国公害被害者総行動スケジュール】

6月3日（水）

11：00～ 環境大臣交渉

- 12:00～ デモ行進（日比谷公園）
14:00～ 東電・国交渉
18:00～ 総決起集会（日比谷公会堂）

6月4日（木）

- 09:45 集合（衆議院第二議員会館 第7会議室）
10:00 議員要請
13:30 総括会議（衆議院第二議員会館 第7会議室）

新人弁護団員のご紹介

大住広太弁護士（東京南部法律事務所）

初めまして。生業訴訟弁護団に参加させていただきました、東京南部法律事務所の大住広太と申します。

生業訴訟の原告団の皆さん、弁護団の先生方には、修習生時代から大変お世話になりました。現地調査に参加させていただき、今現在日本で起こっている原発被害がどんなものなのか、身近に感じることができました。私も何とかして原発に苦しむ人々の力になりたいと思い、生業訴訟に参加させていただきました。

修習中、荒れ果てた原告の方のお宅にお邪魔した時の強烈な印象は忘れることができません。あのような形で、故郷、そこでの人のつながり、生きがいとなる生業を奪われた皆様の無念さは計り知れません。

今後、少しでも皆様のお役にたてるよう尽力いたしますので、どうぞよろしくお願いいたします。



舟橋和宏弁護士（練馬・市民と子ども法律事務所）

この度、弁護団に入団しました舟橋です。東京都練馬区で弁護士として活動しています。私は、昨年12月本弁護団の活動に同行させていただくまで、福島県を訪れることができていませんでしたが、事故後3年を経過してなお変わらない福島県の現状に愕然としたのをきっかけに弁護団に入ろうと心に決めました。

事故後の国の方針は、原発事故被害にあわれた方々を分断し、原発事故の教訓を忘れて、原発の再稼働や海外輸出を進めようとするようなものであり、許されるべきものではありません。

この時代に弁護士となった者として、まだまだ微力ではありますが、原発事故に悩む方々の力となれるよう、努力を重ねていきたいと思っております。皆様、よろしくお願いいたします。



※題字「みんなして」は、舟橋和宏弁護士の筆によるものです。